東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営む申立会社（令和５年２月設立）のＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害について、①輸出売上の減少により生じた逸失利益（令和５年８月分から令和６年１０月分まで）として、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして直接請求手続では賠償が認められなかったものの、会社設立後からＡＬＰＳ処理水放出までの輸出売上の実績及び申立人の事業態様等を考慮して設定した基準売上高によって算定した金額（ＡＬＰＳ処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として算定。）の賠償が認められたほか、②追加的費用として、輸出ができなかった水産物の保管料（令和６年８月分から同年１０月分まで。原発事故の影響割合を１０割として算定。）の賠償が認められるなどした事例。

2119

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人Ｘ株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目　ア　逸失利益
（自　令和５年８月１日　至　令和６年１０月３１日）
イ　追加的費用（保管料）
（令和６年８月分から１０月分）
ウ　本件和解仲介に関する弁護士費用

２　和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金７４４４万５９５１円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア　逸失利益	７１０２万５８９９円
イ　追加的費用（保管料）	１２５万１７２３円
ウ　本件和解仲介に関する弁護士費用	２１６万８３２９円

３　支払方法

（省略）

４　清算

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ　本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各１通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和７年２月５日

（仲介委員　柳川　猛昌）